事務事業名	21199 景観調整事業													
担当組織	都市整備部				ß	都市計画課					担当	á	都市景観担当	
紀前コート 🗆	R2	20	01	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R2	01	08	04	01	05	02	記入日	令和 2年 6月18日
	R1	20	01	00		R1	01	08	04	01	05	02		

1. 事務事業の概要

	実施計画候補								
基本目標	05	● 対象							
分野	06	景観形成							
施策	59	公共施設等の景観形成の	〇 対象外						
事業期間	平成								
根拠法令 通 達 等	戸田	市都市景観条例							
事業区分	0	法定受託事務	任意のもの						
対象	行政		,						
事業目的	先導的な景観形成の推進に資する公共施設等の整備を図るため、庁内会議や都市景観条例に規定する景観アドバイザー制度 を活用し、景観に関する協議・調整を行う。								
事業内容	戸田市都市景観条例に規定する景観アドバイザー制度や庁内会議を活用し、公共施設等整備に係る協議・調整を実施する。 また、駅周辺の景観づくり推進地区の指定に際し、庁内会議を活用した庁内調整を実施する。								
実施主体	■ 市	īによる単独直営	□委託	(□3セク・財団	□企業	□市民·NPO)	□協働・協力	()	

2. 実施結果

			令和元年度 執行額(千円)		令和2年度 予算額(千円)	13年度 į(千円)		ì和 4 年度 ī額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	
			アドバイザー		アドバイザー	可凹的	! (TD)	司四	1旗(十口)	司四領(十〇)
		事業内容	制度の運用等		制度の運用等					
		尹 未 內 台								
事業		事 業 費	-	159	1, 591		0		0	0
業		国庫支出金		0 0			0		0	0
の予算	財	県支出金		0	0		0		0	0
算	財	起債		0	0		0		0	0
実績		その他		0	0		0		0	0
績		一般財源	-	159	1, 591		0		0	0
		人 件 費	3, 424		6, 368. 64	0			0	0
	投入	常勤職員	0. 5	人	0.93 人		0人		0人	0人
	人員	非常勤職員	0.05人		0.05 人	5人 0人			0人	0人
	事	業費+人件費	3, 5	583	7, 960		0		0	0
				単位 説明・算定		' = 	H30目標		R 1目標	
				+12			H30実	績	R1実績	R 2 実績
lΒ	活動		∖都市づくり会議		回 会議開催数 回 回					-
標	1						0			0 –
達	活動		-個別相談の開催				10			0
歴	2		7 - 11 14					4		7 –
目標達成状況	成果		R の 条件 数	件				- 1		- 0 –
	成果			141	助言・指導した件			10		0
	2		WINDHAU W	件	-55 II I	~		9		0 –
		D 江縣 出田4	\ \. \.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	L						•

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況 の分析

<判断理由>

景観アドバイザーについては、公共施設整備に関する相談が8件、民間開発事業等に関する相談が2件で、成果指標のみ目標を達成することができた。内容的には比較的規模が大きい物件や、色彩等で周辺の景観への影響が大きい物件に関して景観アドバイザーから助言指導を受け、景観形成に一定程度反映することができた。庁内会議(美しい都市づくり会議)については、対象となる案件自体が発生しなかった。

3. 評価結果

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	29年度	30年度	1 年度	B:施策の目標達成に貢献している。					
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 魅力的なまち並みを形成していくために、行政が率先し先導的に景観形成に取り 組んでいくことが重要である。景観アドバイザー制度を積極的に活用し、庁内の 調整を進めていくことは、施策への貢献度が高い。					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	29年度	30年度	1 年度	B:経費は適正な範囲である。					
経費水準	В	В	В	< 判断理由> 決算ベースの事業費は、平成30年度が127千円、令和元年度が159千円であった。 景観アドバイザーの個別相談は、複数の案件をできる限りまとめて相談すること で経費削減を図っている。令和元年度は、7回の景観アドバイザー相談の機会に計10件の相談を実施することにより、経費の削減に努めた。					
		評価結果		手法は適正か。					
	29年度	3 0 年度	1 年度	事業手法は適正か。 B:事業手法は適正な内容である。					
事業手法	В	В	В	<判断理由> 良好な景観形成を図るためには、行政自らが率先して景観誘導を推進していく意識が重要である。景観アドバイザーに専門的な意見を求め、景観誘導を推進することにより、景観に対する意識向上が図られることとなるため、事業手法は適正である。					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 景観形成の推進は、景観担当部署のみで進められるものではなく、公共施設整備 担当の関係各部署等との調整・連携が必要である。関係各部署等との協議・調整 により景観誘導を進めていくことで、景観施策の推進に係る受益の公平性、負担 の適正化が図れる。					

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

	特になし
 見直し内容 	
	同上
見直しの効果	

5. 今後の方針

	〇 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4 他事業と統合	〇 5 休止
	○ 6 その他見直し	○令和3年度で終了	● 令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	
事業の方向性	・調整による景観誘導 今後も、戸田市公共が く公共施設等の整備が また、令和2年7月から	導を推進することは重要 施設等総合管理計画及で が予定されており、関係	要である。 が戸田市公共施設再編っ 系各部署との調整を図り 養制度とあわせて景観で	プラン、戸田市公共施設 リながら景観誘導を推進	の整備に係る景観協議 设中長期保全計画に基づ 進する必要がある。 受ける仕組みを導入する
今後の取組方針	野で活用し、公共施設 、庁内の担当課と調整 への意見照会やヒア!	せい できます できます ひかい という できまる という ながら 景観誘導 フングを行う 等引き続き	莫建築物等の景観誘導に 算を推進していく。庁内	こいかしていく。公共が 引調整に当たっては、必	デー制度を多くの専門分 函設等の整備については 必要に応じて関係各部署 統合する予定である。